

社会福祉法人若州福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人若州福祉会(以下「法人」という。)定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等の報酬は、理事会又は評議員会への出席又は理事長の指示を受け法人の役員としての業務を行った場合に、出席又は 1 業務につき、20,000 円を支給する。

2 前項に掲げる役員が、法人の職員を兼ねるときは、兼ねる役員として受けるべき前項の報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 前条第 1 項に規定する理事会又は評議員会出席の場合の報酬の支給方法は、当日現金にて支給する。

2 前条第 1 項に規定する業務の場合の支給方法は、当日又は業務終了後速やかに現金にて支給する。

(費用弁償)

第 4 条 第 2 条に規定する業務のため出張したときは、その出張について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、法人の旅費規程による。

(公表)

第 5 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。